

1 事業活動の制限

令和五年八月二十四日に開始された多核種除去設備等処理水の海洋放出に基づき諸外国政府が実施している日本国からの水産物の輸入を停止する措置に伴い、当該諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者が同日以降実施している日本国からの水産物の輸入の制限

2 事由

諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該者への取引依存度が二十パーセント以上である中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当すること。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間（以下「対象月」という。）の売上高、取引数量その他これに類するもの（以下「売上高等」という。）が前年同月の売上高等（天災その他やむを得ない事情により前年同月の売上高等が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度の確定した決算における月平均の売上高等に比して著しく低い場合にあつては、前年同月の前月若しく

は翌月又は前年前の同月の売上高等とする。)に比して十パーセント以上減少していること。ただし、対象月の売上高等を用いることが適当でないと認められる特段の事情がある場合にあつては、事業活動の制限が生じた日以降のいずれか連続した二月間以上(以下「対象期間」という。)における月平均の売上高等が前年同期の月平均の売上高等(天災その他やむを得ない事情により前年同期の月平均の売上高等が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度の確定した決算における月平均の売上高等に比して著しく低い場合にあつては、前年前の同期の月平均の売上高等とする。)に比して十パーセント以上減少していることとする。

ロ 対象月からその二月後の月までの三月間における売上高等(イただし書の場合にあつては、対象期間における月平均の売上高等に当該対象期間の最後の月の後の二月間における売上高等を加えた額又は数量とする。)が前年同期の売上高等(天災その他やむを得ない事情により前年同期の月平均の売上高等が当該事情の生じた事業年度又はその直前の事業年度の確定した決算における月平均の売上高等に比して著しく低い場合にあつては、前年前の同期の売上高等とする。)に比して十パーセント以上減少する見込みであること。

二 前号イ又はロの算定において、事業を開始した日又は会社を設立した日以後の期間が十二月未満である等の理由により前年同月若しくは前年同期の売上高等を用いることができないもの又は適当でないものと認められるものであり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 事業活動の制限が生じた月の直前の三月間（以下この号において「制限直前三月間」という。）において売上高等がある場合 次のいずれにも該当すること。

(1) 対象月の売上高等が制限直前三月間（当該制限直前三月間に売上高等がない月があるときは、それらの月を除く。以下この(1)において同じ。）における月平均の売上高等に比して十パーセント以上減少していること。ただし、対象月の売上高等を用いることが適当でないと認められる特段の事情がある場合にあつては、対象期間における月平均の売上高等が制限直前三月間における月平均の売上高等に比して十パーセント以上減少していることとすることができるものとする。

(2) 対象月からその二月後までの三月間における売上高等（(1)ただし書の場合にあつては、対象期

間における月平均の売上高等に当該対象期間の最後の月の後の二月間における売上高等を加えた額又は数量とする。)が制限直前三月間における売上高等(当該制限直前三月間に売上高等がない月があるときは、その月を除いた期間の売上高等を当該期間の属する月の数で除して得た額又は数量に三を乗じた額又は数量とする。)に比して十パーセント以上減少する見込みであること。

ロ 制限直前三月間において売上高等がない場合 次のいずれにも該当すること。

- (1) 対象月の売上高等が事業活動の制限が生じた月以後三月間(以下このロにおいて「制限直後三月間」という。)(当該制限直後三月間内に対象月以後の月、売上高等がない月又は当該事業活動の制限により売上高等が当該制限直後三月間における月平均の売上高等に比して著しく低い月があるときは、これらの月を除く。)における月平均の売上高等に比して十パーセント以上減少していること。ただし、対象月の売上高等を用いることが適当でないと認められる特段の事情がある場合にあっては、対象期間における月平均の売上高等が制限直後三月間(当該制限直後三月間内に対象期間以後の月、売上高等がない月又は当該事業活動の制限により売上高等が当該制限

直後三月間における月平均の売上高等に比して著しく低い月があるときは、これらの月を除く。）における月平均の売上高等に比して十パーセント以上減少していることとすることができ
るものとする。

(2) 対象月からその二月後までの三月間における売上高等（①ただし書の場合にあつては、対象期間における月平均の売上高等に当該対象期間の最後の月の後の二月間における売上高等を加えた額又は数量とする。）が制限直後三月間における売上高等（当該制限直後三月間内に対象月（①ただし書の場合にあつては、対象期間とする。）以後の月、売上高等がない月又は当該事業活動の制限により売上高等が当該制限直後三月間における月平均の売上高等に比して著しく低い月があるときは、それらの月を除いた期間の売上高等を当該期間の属する月の数で除して得た額又は数量に三を乗じた額又は数量とする。）に比して十パーセント以上減少する見込みであること。

3 指定期間

令和七年二月二十四日から令和七年八月二十三日